

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 教育学 ）	氏名	大野 歩
学位授与の要件	学位規則第4条第1・②項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p>スウェーデンにおける「保育の学校化」に関する研究</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p>主 査 教 授 七木田 敦</p> <p>審査委員 教 授 深澤 広明</p> <p>審査委員 教 授 伊藤 圭子</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>本論文は、スウェーデンにおける「保育の学校化(schoolification)」といわれる現象を再解釈することにより、スウェーデンの保育改革が幼児教育学に投げかける課題を考察することを目的とする。このため、スウェーデンの社会的な文脈に基づきながら保育改革の過程を検討し、海外の研究者から「保育の学校化」と指摘された現象が生起した経緯とその実態を明らかにしている。</p> <p>本論文は、以下の6章によって構成されている。</p> <p>序章「問題の所在と研究の目的」では、本研究における問題の所在として、ケアと教育に分断された保育制度を統合するという国際的な保育政策の趨勢において、「保育の学校化」とよばれる現象が問題視されるようになった経緯が端的に述べられた。その上で、保育と教育の統合政策におけるロールモデル国として国際的に高く評価されたスウェーデンに対し、スウェーデン国外の研究者からは「保育の学校化」が懸念されているにもかかわらず、国内ではほとんど議論がされないなど、スウェーデンの内と外で「保育の学校化」への見解や論点の相違が生じている現状を踏まえて、本研究の目的が示された。</p> <p>第1章「スウェーデンの保育改革に対する従来の国際評価」では、国際社会におけるスウェーデンの保育制度に対する評価が検討され、国際的な保育政策の動向の中で、スウェーデンの保育制度に付与されている意義が示された。検討の結果、スウェーデンは、保育と教育を完全統合した保育制度の構築を達成したために、国際社会において、保育の量・質ともに優良な保育を提供している国として高い評価を受けるに至ったことが明示された。</p> <p>第2章「スウェーデンの保育政策をめぐる理論的背景」では、スウェーデン独自の社会観や教育観をめぐる議論をもとに、スウェーデン社会における保育や幼児期の位置づけが検討され、保育政策を支える理論的背景が描かれた。議論においては、スウェーデンが保育と教育を完全統合する政策を推進する上で、独自の保育観、学校観、教育観、生涯学習観に加え、ペダゴジーという教育概念を政策の論拠にしたことが明らかにされた。これにより、スウェーデンは、目指すべき社会における幼児の存在をより明確に意義づけるとともに、保育と教育を完全統合するための構想を手に入れたことが示された。</p> <p>第3章「スウェーデンにおける保育改革の史的展開」では、1930年代以降のスウェーデンにおける保育改革について、福祉国家の形成過程における保育政策と社会的経済的な課題との</p>			

関連性を検討しながら、スウェーデンにおける保育改革の内実について議論がなされた。とりわけ、近年の保育政策では、保育が親の就労を保障するための施策ではなく、福祉国家の人的資本を創出する教育の基礎とみなされるようになり、国の教育の第一段階と位置づけられた就学前学校に対して、学校の機能により近づけるような改革が図られていることが述べられた。

第4章「保育と教育の制度統合による保育実践の変容」では、漸次的な保育改革によって生涯学習の第一段階となった就学前施設の活動に着目して、保育改革による実践への影響について、現地調査をもとに(1)6歳児活動の0学年化、(2)就学前学校活動における学習面への影響という2点から検討が行われた。その結果、スウェーデンでは、生涯学習の基礎という名目のもとに就学前教育における学習面を強化する方向性が打ち出されており、幼児への包括的なアプローチを継続しながらも、学びへより意図的に働きかける方法へ保育実践が変化しつつあることが確かめられた。

第5章「研究の成果と課題」では、これまでの議論を論拠として、次のような結論を提示した。第一に、スウェーデンが国際的に高く評価される保育と教育の完全統合された制度を構築したのは、保育の独自性に依拠した議論からもたらされた改革によるものではなく、生涯学習社会の徹底と充実を実現するための改革の影響が保育領域にまで及んだ結果であることを指摘した。第二に、スウェーデンにおける「保育の学校化」は、従来論じられていたような保育と学校教育という対立構造を一元化しようとする過程で生起する事柄として解釈されるものではなく、国が乳幼児を福祉国家の一員として社会に包摂しようとする過程において生起する実質であるという解釈を明示した。第三に、スウェーデンの保育改革は、保育における「就学準備型」と「生活基盤型」に分類されるような保育における既存のアプローチではなく、「生涯学習型」という第三のアプローチによって、乳幼児への新たな教育の在り方を追求しようとしているものであると結論づけた。

本論文は、以下の点において高く評価することができる。

1. 保育と教育の統合政策におけるスウェーデン独自の理論的背景を分析することにより、保育学や幼児教育学において、幼児期への脅威として批判的に語られてきた「保育の学校化」に対し、幼児期の学びを保障するために積極的に「学校化」を推進するという側面を示して、保育政策における新たな展開の可能性を見出した。
2. スウェーデン社会の文脈に基づいて「保育の学校化」を検討したことにより、「保育の学校化」が従来議論されてきたような、保育と学校教育との関係性から派生するものではなく、国の経済成長や社会問題との関係性によって生起するものであることを示し、保育の質を変容させる要因に対する意識の転換の必要性を論じた。
3. スウェーデンの保育改革を社会的経済的なより広い背景からとらえ直すことを通じて、国際的な保育政策における「就学準備型」と「生活基盤型」という保育における既存の2類型を乗り越えた第三の「生涯学習型」アプローチを提示して、幼児期へのアプローチにおけるパラダイムの転換を促した。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（教育学）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

平成 29 年 2 月 14 日

